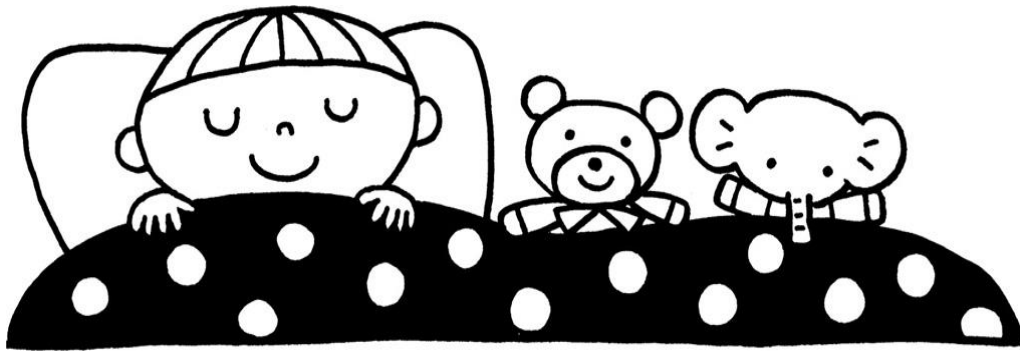


富士吉田市立 第五保育園
病後児保育室『たんぽぽ』
ご利用のしおり



住所：〒403-0006

山梨県富士吉田市新屋4-2-37

電話：0555-23-6346

（富士吉田市立第五保育園）



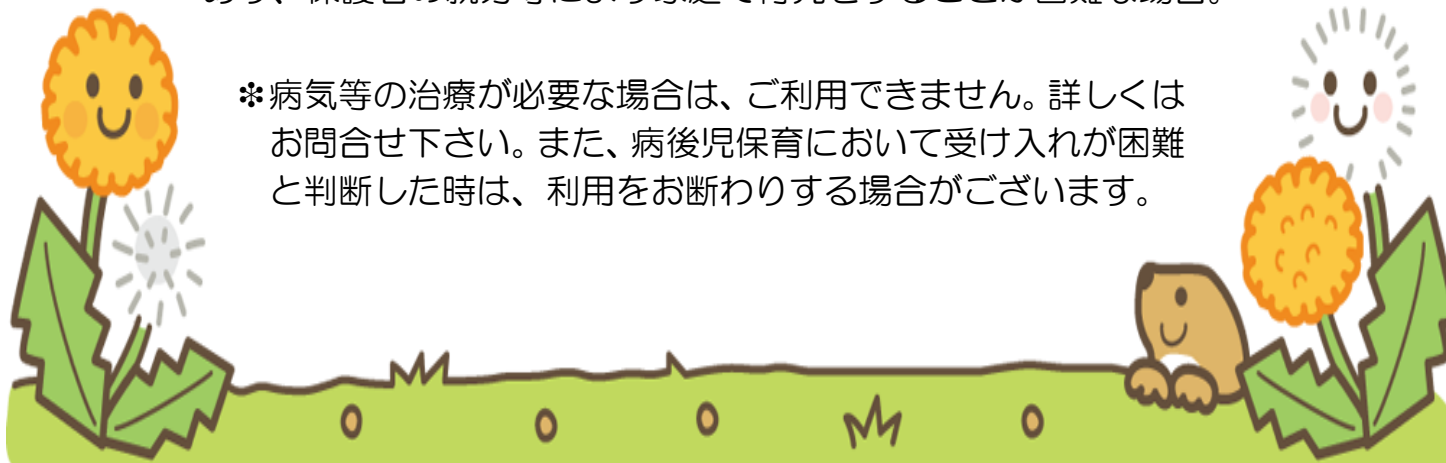
病後児保育室とは？

お子さまが病気やけがの回復期で、まだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育デリープログラムを受けるのが心配な時にご利用いただく病後児専用の保育室です。

《利用できるお子さま》

生後6ヶ月から小学校6年生までのお子さまで、病気の回復期にあり、保護者の就労等により家庭で育児をすることが困難な場合。

※病気等の治療が必要な場合は、ご利用できません。詳しくはお問合せ下さい。また、病後児保育において受け入れが困難と判断した時は、利用をお断わりする場合がございます。



《利用までの流れ》

- ① 「病後児保育室利用登録書」を記入し、事前に登録申請をして下さい。
(無料)
- ② 利用が可能か、病後児保育室に電話でご確認下さい。
- ③ かかりつけ医より医師証明を受けて下さい。
(医師証明書は、小児初期救急医療センターでは対応いたしません)
- ④ 病後児室に利用予約をして下さい。

※ 「利用登録申請書」および「医師証明書(利用申請書)」等は、各市立保育園または市役所保育・幼稚園室にございます。また、市ホームページより様式のダウンロードが可能です。



時間	デイリープログラム
8:30～	登園（入室）検温 あそび・おやつ・安静
11:30	給食
13:00	お昼寝
15:00	検温・おやつ・あそび・安静
16:30	降園（退室）



《持ってくるもの》

必ず必要なもの

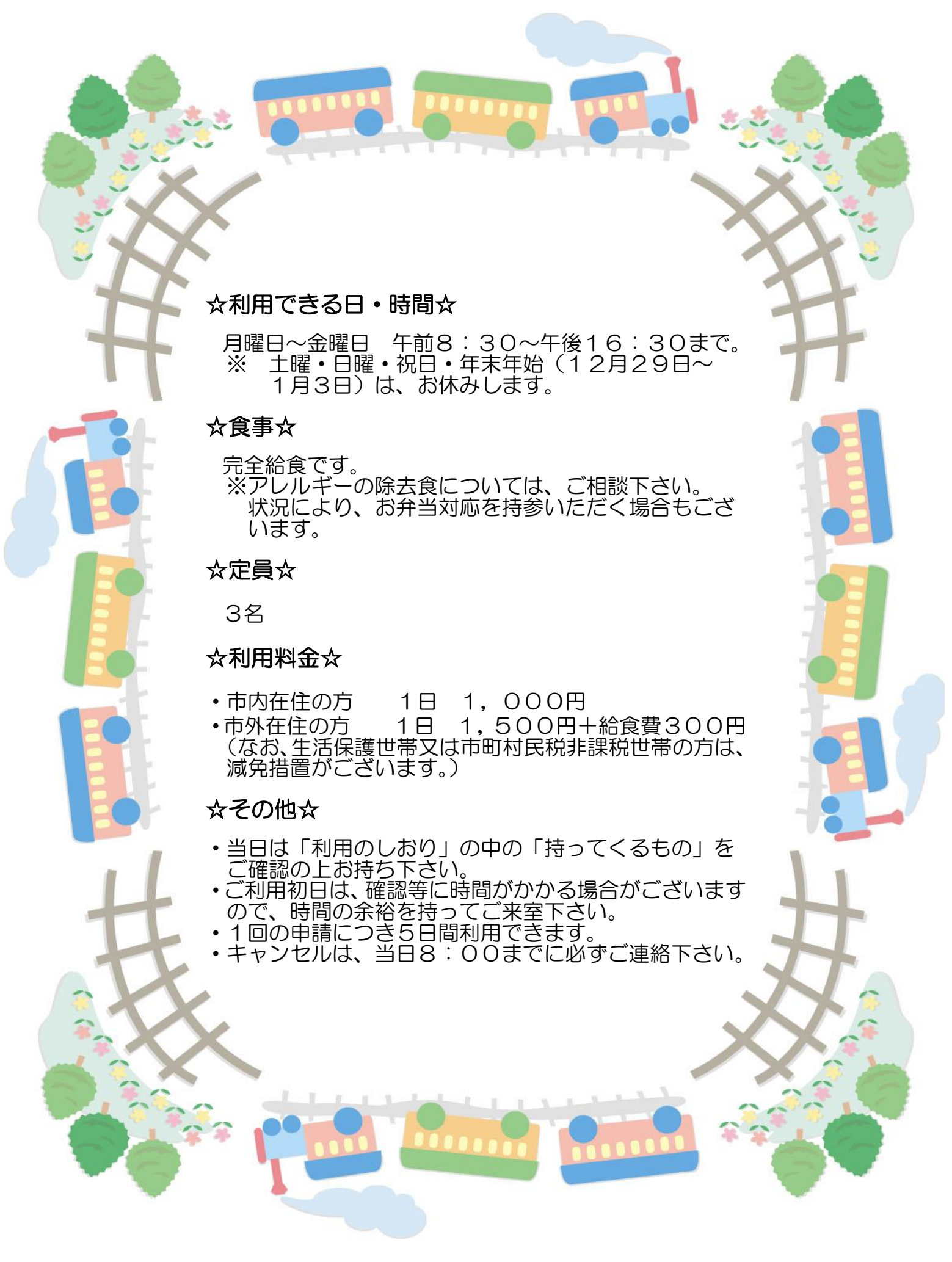
- ◇ 医師証明書（利用申請書）
- ◇ 着替え（下着・上下服）
- ◇ バスタオル 2枚
- ◇ 手拭き用タオル
- ◇ 歯ブラシとコップ
- ◇ 水筒（麦茶）

年齢に応じて

- ◇ ミルク（ほ乳びん…乳首をセットし1回分ごとに分けて）
- ◇ おむつ（6～7枚）
- ◇ おしり拭き
- ◇ エプロン3枚（食事用）

必要に応じて

- ◇ くすり（医師処方）・薬情報提供書またはお薬手帳
- ◇ お気に入りのおもちゃ、絵本、タオルなど
- ◇ 生活保護受給者証
 - ※ 持ち物には、すべてお名前を書いて下さい。
 - ※ お昼寝布団は、用意してあります。



☆利用できる日・時間☆

月曜日～金曜日 午前8：30～午後16：30まで。
※ 土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～
1月3日）は、お休みします。

☆食事☆

完全給食です。
※アレルギーの除去食については、ご相談下さい。
状況により、お弁当対応を持参いただく場合もございます。

☆定員☆

3名

☆利用料金☆

- ・市内在住の方 1日 1,000円
- ・市外在住の方 1日 1,500円＋給食費300円
（なお、生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯の方は、
減免措置がございます。）

☆その他☆

- ・当日は「利用のしおり」の中の「持ってくるもの」をご確認の上お持ち下さい。
- ・ご利用初日は、確認等に時間がかかる場合がございますので、時間の余裕を持ってご来室下さい。
- ・1回の申請につき5日間利用できます。
- ・キャンセルは、当日8：00までに必ずご連絡下さい。